

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・ 国において作成される「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」解説書に対し要望書を提出…………… 1
- ・ 子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況が示される～子ども・子育て会議（第16回）が開催～…………… 4
- ・ 「子育て支援員（仮称）」が創設される～閣議決定された「日本再興戦略」に位置づけられる～…………… 5
- ・ プール活動等における事故防止について～保育所等でのプール遊び・水遊びにおける安全管理の徹底に関する通知が発出…………… 6
- ・ 「子ども・子育て全国フォーラム みんなで取り組む地域の基盤づくり」を11月に開催…………… 7
- ・ 第18回こども未来賞 作品募集…………… 8

◆国において作成される「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」解説書に対し要望書を提出◆

現在、国において「幼保連携型認定こども園教育・保育要領 解説書」が作成中であり、7月下旬にも案が示される見込みです。

去る平成26年6月27日（金）、全保協は全国保育士会と連名で、新たな施設類型においても子どもの健やかな育ちが保障されるよう、解説書に盛り込んでいただきたい内容について、要望書を提出しました。



全保協万田康会長より、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課橋本泰宏課長に対し手交

平成 26 年 6 月 27 日

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説書に関する要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
全国保育士会

現在、国において幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説書が作成されていますが、新たな施設類型におきましても子どもの健やかな育ちが保障されるために、次のことを盛り込まれますよう要望いたします。

【第 1 章 「総則」 について】

1. 子どもの最善の利益についての説明を加筆いただきたい。
2. 保育は養護と教育が一体となって展開されるものであり、保育には教育が含まれていることを十分に説明していただきたい。
3. 子どもの教育は3歳から始まるとの誤解や、学校教育が保育の上位にあるという誤った概念形成につながらないよう、明確な説明を盛り込んでいただきたい。

(第 1 「幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標」 について)

4. 教育及び保育の基本(1)(2)の事項に書かれている保育(養護と教育)が基盤となり、いわゆる学校教育へと連続して繋がっていくものであり、学校教育が先にありきではありません。乳幼児の場合は生活をまるごとみることが必要であり、そこでは養護面と教育面が一体となって総合的に営まれるという保育の視点が重要であることを明記していただきたい。

(第 2 「教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成」 について)

5. 乳幼児期の子どもについては、子どもの発達の特性や過程を理解し、保育していくことが求められることから、保育所保育指針にある子どもの発達過程についての説明を盛り込んでい

ただきたい。

6. 「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」「教育課程」「指導計画」の関係性が規定されておらず分かりにくい。全体的計画の作成と教育課程の編成との関係などについて記載していただきたい。

(第3 「幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項」について)

7. 「生命の保持」「情緒の安定」を図るために行われる「養護」について、保育所保育指針の「養護に関わるねらい及び内容」を参考に、十分な説明をしていただきたい。

【第2章 「ねらい及び内容並びに配慮事項」について】

8. 主として教育に関わるねらい及び内容が記述してあるが、乳幼児が対象であるので、養護のねらいとその内容は必ず記載していただきたい。

(第1 「ねらい及び内容 健康・人間関係・環境・言葉・表現」について)

9. 健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域については、3歳以上児のみに適用との誤解を招かないようにしていただきたい。

(第2 「保育の実施上の配慮事項」について)

10. 乳幼児の人格形成において重要な「愛着関係」について、説明を盛り込んでいただきたい。

【第3章 「指導計画作成に当たって配慮すべき事項」について】

11. 一号認定・二号認定・三号認定とさまざまな利用形態があることや、生活及び学びや発達の連続性の確保、保護者との協働意識の醸成のため、保育の個別計画を策定すべきであることを盛り込んでいただきたい。

(第1 「一般的な配慮事項」について)

12. 実際に計画を立てる時に十分な示唆を得ることができるよう、具体的な計画策定の手順等を盛り込んでいただきたい。
13. 「一般的な配慮事項」と「特に配慮すべき事項」との違いが分かりづらい。十分に解説していただきたい。

(第2 「特に配慮すべき事項」について)

14. 保護者支援、地域の子育て支援について、具体的な解説を盛り込んでいただきたい。
15. 特別に配慮を要する園児について、子どもだけではなく、保護者への支援、地域関係者との連携が必要なことについて、具体的な解説を盛り込んでいただきたい。

【その他】

16. 保育所保育指針では、職員の資質の向上に関する記載があるが、そのことについては、本解説書においても、同様の事項について記載していただきたい。
17. 保育所保育指針解説書の序章には、経緯・背景・要点が示されているが、本解説書においても、同様の事項について記載していただき、その性格や意図するところを分かりやすくしていただきたい。

**◆子ども・子育て支援新制度の施行に向けた
国の取組状況が示される◆
～子ども・子育て会議（第16回）が開催～**

去る6月30日（月）に国の「子ども・子育て会議（第16回）」が開催されました。子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況として、6月以降各自治体における条例の制定等にむけた作業スケジュールや、各種FAQ（よくある質問）の作成・内容の充実を図る、事業者向けパンフレットを7月に作成・頒布予定であること等が示されました。

また、保育事故再発防止のための取組案が示されました。新制度では、事故の発生（再発）防止のための措置を講ずることや事故発生時の対応について、運営基準に位置づけられるとともに、その具体的なあり方について、今後検討するとされています。

保育事故再発防止のための取組については、3つの論点をふまえ、有識者等からなる検討の場を別途設け、本年秋頃を目途に取りまとめられる予定です。

【3つの論点】

論点1 重大事故の情報の集約のあり方について

論点2 集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方について

論点3 事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方について

なお、子ども・子育て会議の資料については、下記のURLまたは「内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>少子化対策／子ども・子育て支援新制度>子ども・子育て会議」からご覧いただくことができます。会議の動画も掲載されておりますので、併せてご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/>

◆「子育て支援員（仮称）」が創設される◆ ～閣議決定された「日本再興戦略」に位置付けられる～

◎保育所の人員配置には不算定として、保育の質は担保されるも、詳細は今後の検討。

◎子ども・子育て会議（第16回）において、多数意見が出される。

6月16日（月）、内閣に設置された日本経済再生本部の下に開催される産業競争力会議（第17回）にて、「女性の活躍推進」の一環として「子育て支援員（仮称）」の創設が提案されました。

その内容は、5月28日（水）の同会議 課題別会合で田村厚生労働大臣が示した内容を基に整理されたもので、育児経験がある主婦などを対象とし、20時間程度の研修を受講した者を子育て支援員として認定するとしています。

その後、6月24日（火）には「日本再興戦略 改訂2014－未来への挑戦－」が閣議決定され、その中で子育て支援員が位置づけられました。

子育て支援員の対象とされた事業は、保育関係では、①小規模保育（保育従事者）、②家庭的保育（家庭的保育補助者）、③一時預かり（保育従事者）、④事業所内保育（保育従事者）の4つ。その他の分野では、放課後児童クラブ（補助員）、乳児院・児童養護施設（補助的職員）、利用者支援事業（専任職員）、地域子育て支援拠点（専任職員）が例示されています。

研修体系は2部構成で、10時間程度の共通研修をふまえ、10～15時間程度のコース別研修を受講要件とする整理が現段階で示されています。

なお、研修を修了し、子育て支援員として認定されると、全国共通の認定としていずれの地域でも従事することが可能とされました。

説明資料では、研修課程は全国共通のものと記されましたが、その内容は今後の検討とされ、また、子育て支援員の認定後、意欲のある人には保育士や家庭的保育者、放課後児童支援員をめざしやすくする仕組みも今後検討されると記載。しかし、いずれも詳細は今後の検討とされています。

なお、子育て支援員（仮称）に関し、6月30日（月）の第16回子ども・子育て会議にて事務局から説明がなされたところ、「保育は専門性を有した者が行うべき」との視点から、ほとんどの委員より慎重な検討を求める意見が述べられています。

資料は、子ども・子育て会議（第16回）の資料をご参照ください。

下記のURLまたは「内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>少子化対策／子ども・子育て支援新制度>子ども・子育て会議」からご覧いただけます。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/>

◆プール活動等における事故防止について◆

～保育所等でのプール活動・水遊びにおける安全管理の徹底に関する通知が発出～

去る6月20日（金）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課は、「保育所及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（事務連絡）」を、都道府県等の保育所・認可外保育施設指導担当者あてに発出しました。

これは、消費者安全調査委員会にて、平成23年に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故に係る調査報告書がとりまとめられ、同委員会委員長から、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣に対し意見が提出されたことを受けて発出されたものです。

また同日、児童福祉施設等でプール活動・水遊びを行う場合における安全管理の強化指導を目的として、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長より都道府県等民生主管部（局）長あてに通知が発出され、保育所等における類似の事故の発生を防止するための留意点が下枠内のおり示されました。

保育所長所及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について

- 1 プール活動・水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えとして次のことを行うよう保育所等に対して周知徹底を図られたい。また、既にこれらの取組を行っている保育所等に対しては、再度、周知徹底を図られたい。
 - (1) プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。
 - (2) 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる保育士等に対して、児童のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行うこと。
 - (3) 保育士等に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設ける。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行うこと。
- 2 保育所等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、児童の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、保育所等における自発的な安全への取組を促すこと。

なお、消費者安全調査委員会委員長から、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣に提出された意見書ならびに、平成 23 年神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故に係る調査報告書は、下記 URL をご参照ください。

※意見書

http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/140620_iken1.pdf

※当該事故の上記調査委員会による報告書

http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/140620_houkoku_honbun1.pdf

◆「子ども・子育て全国フォーラム みんなで取り組む地域の基盤づくり」を11月に開催！◆

全国社会福祉協議会は、子ども・子育て関係者が多数集い、今後、全国あらゆる地域において、子どもの育ちを支えるための身近なプラットフォームを構築していくために何が必要かについて意見を交換し、考え合い、方向性を見出すことを目的に、「子ども・子育て全国フォーラム みんなで取り組む地域の基盤づくり」を開催いたします。ぜひ、ご参加ください。

詳細は、下記および全国社会福祉協議会ホームページをご参照ください。

全国社会福祉協議会ホームページ <http://www.shakyo.or.jp/> ※7月15日より情報掲載予定

【「子ども・子育て全国フォーラム」の概要】

1. 日 時 平成 26 年 11 月 7 日（金）10：30～15：40
2. 会 場 「全社協・灘尾ホール」（〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2）
3. 対象者 全国の児童福祉施設関係者や社会福祉協議会関係者等子ども家庭福祉を推進する機関・団体等関係者、民生委員・児童委員、マスコミ関係者、子ども・子育てに関心のある方 等
4. 参加費 2,000 円（税込）※資料代
5. 内 容 プログラムⅠ 基調講演
「子どもの育ちを支える新たなプラットフォーム～みんなで取り組む地域の基盤づくり～」
柏女 霊峰 氏（淑徳大学教授、全社協/新たな子ども家庭福祉の推進基盤の形成に向けた取り組みに関する検討委員会委員長）
プログラムⅡ シンポジウム

「子どもの育ちを地域で支えるためのプラットフォームづくりとは」

[コーディネーター]

柏女 霊峰 氏（淑徳大学教授、全社協/新たな子ども家庭福祉の推進基盤
の形成に向けた取り組みに関する検討委員会委員長）

[シンポジスト]

芹澤 出 氏（全国母子生活支援協議会 制度施策委員長 / 母子生活支
援施設野菊荘施設長）

加藤 正仁 氏（全国児童発達支援協議会会長 / うめだ・あけぼの学園
園長）

横尾 三代子 氏（新潟市社会福祉協議会地域福祉課 こども家庭事業推進
係長）

浦田 愛 氏（文京区社会福祉協議会地域福祉コーディネーター）

松田 妙子 氏（NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事 / せたがや
子育てネット代表理事）

山崎 友記子 氏（毎日新聞社生活報道部副部長）

<お問い合わせ先> 全国社会福祉協議会 児童福祉部 担当：熊谷、今井、岡田、影山
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL. 03-3581-6503/FAX. 03-3581-6509

◆第18回こども未来賞 作品募集◆

こども未来財団と読売新聞社では、育児で味わう感動、苦しさやそれを乗り越えた
ときの充実感、支えてくれた人など、子育てにまつわる様々なエピソードを募集して
います。

どなたでも募集可能です。日々の子育てやご自身の体験について、思いをつづって
みてはいかがでしょうか。

1. 募集期間：平成26年6月17日（火）～9月9日（火）必着
2. 応募資格：どなたでも応募ができます（年齢・性別・国籍の如何を問いません）。
3. 自身の体験を日本語でつづった、自作の未発表・未投稿作品に限ります。引用は出典
およびその箇所を明確にしてください。
4. 応募は、1人1作品に限ります。
5. 400字詰め原稿用紙4～5枚（濃く書いてください）。
※ワープロでも結構です。ただし、1ページ400字（20字×20行）でお願いします。
文中のスペースは1文字とみなします。
6. 作品とは別に、題名、郵便番号、住所、氏名（フリガナ）、生年月日、年齢、性別、職
業、電話番号（お持ちの方はFAX番号も）を明記した表紙を添付して下さい。

7. 応募は郵送、もしくはメールで受け付けます。FAX での応募は受け付けませんのでご注意ください。メールでの応募はこども未来財団ホームページをご参照ください。
<<http://www.kodomomiraizaidan.or.jp>>

【問合せ先・応募（郵送の場合）】

〒100-8055（住所不要）

読売新聞東京本社事業開発部「こども未来賞」係

TEL. 03-3261-8606（月～金 午前10時～午後5時半）